

【入札参加資格申請書記載要領：島内測量・建設コンサルタント業務】

- ・ 当該審査票の「提出の有無」欄には、提出した書類の箇所に「○」を記載し、提出を要しない書類の箇所には何も記載しないこと。
- ・ 書類については番号順にファイルに綴じること。
- ・ 各種証明書関係は直近3か月以内に発行したものを提出すること。（写しでも可）
ただし、各種納税・納付証明書については直近1か月以内の原本を提出すること。

※徳之島町内に住所等のある役員・営業所の分の納税・納付証明を添付すること。

- ・ 様式①の「登録を受けている事業」欄に登録事業等を記載する場合には、添付書類として該当する証明書等を提出すること。（写し）
なお、「測量」、「建築関係建設コンサルタント」及び「補償関係コンサルタント（不動産鑑定）」を申請する方は、それぞれ測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を令和5年12月31日までに受けていることが条件となります。
- ・ 労災保険料納入証明書について、本人・家族・夫婦のみで経営しており、労災保険料納入の実績がない場合は、申立書を提出すること。
- ・ 雇用保険の加入がわかる書類については下記のとおりとする。

①雇用保険料納入証明願

- ②雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受付印のあるもの）の写し

※新規加入の事業所の場合に限る。

③その他これらに準ずる書類

- ・ 消費税納税証明書（その3）は、消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。個人については「その3の2」、法人については「その3の3」の証明書で可

入札参加資格の審査・書類一覧票（島内に本店を有する者）：測量、建設コンサルタント業務

新規
 継続

受付番号：
 書類作成者連絡先
 氏名：
 所属等：
 Mail：
 電話番号：

提出の有無	番号	内 容	※徳之島町確認欄 (記載不要)
		ファイルの綴じ方	
	1	※ 標題 電算入力	、本様式順に綴じること (様式⑥)
	2	測量・変	(様式①)
	3	測量・ 営業所一覧 ※営業所が島内のみの場合は省略可 測量等実績調査書 有資格技術者名簿 技術士内訳	
	4	各種登録証明書 ※該当のあるものを添付 【測量を申請する者】 測量業者登録通知書又は登録証明書 【建築関係建設コンサルタント業務を申請する者】 建築士事務所登録通知書又は登録証明書 【補償関係建設コンサルタント業務（不動産鑑定）を申請する者】 不動産鑑定業者登録通知書又は登録証明書 【地質調査業務を申請する者】 地質調査業者登録通知書又は現況報告書 【補償関係建設コンサルタント業務を申請する者】 補償コンサルタント登録通知書又は現況報告書 【土木関係建設コンサルタント業務を申請する者】 建設コンサルタント登録通知書又は現況報告書	※ 令和3年8月31日までの登録が必要 ※ 国の登録を受けている者は提出
	5	労災保険料納入証明書	(証明先：労働基準監督局・署)
	6	雇用保険加入に関する書類	※雇用保険については、雇用保険料納入証明書等の加入がわかる書類を添付
	7	消費税・納付証明書（「その他」） ※法人・登記簿謄本に言	(証明先：税務署)
	8	納税証明書 介護保険料納付証明書 水道料金納入証明書 町営住宅使用料納入証明書 町有牛貸付金納入証明願	(証明先：徳之島町税務課) (証明先：徳之島町介護福祉課) (証明先：徳之島町水道課) (証明先：徳之島町建設課) (証明先：徳之島町農林水産課)
	9	土地改良事業分担金（負担金）納入証明書	(証明先：徳之島町耕地課)
	11	財務諸表（直前1期分のみで可）	
	12	個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書	
	13	自己及び自社の役員等の名簿 (法人) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） (個人事業主) 事業主の住民票	(様式別紙1)
	14	誓約書	(様式別紙2)

新規申請の場合は、「新規」、過去に町の入札参加資格を有している場合「継続」にチェックすること。

申請内容の確認、修正等の連絡をするため、担当者との連絡先等を記入すること。

提出するものに○をつけること。

※役員の中に65歳以上の者がいる場合

様式①

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

受 付 印

徳之島町長 殿

令和6年度において、徳之島町で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

項番 ※ 左の項番は、電算入力票 **フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。**

フリガナ (株) 徳之島コンサルト

02 本店の商号又は名称

02 代表者名

02 郵便番号 -

02 電話番号 - -

03 FAX 番号 - -

03 本店の住所

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

株式会社 → (株) 特例有限会社 → (有) 合名会社 → (名) 合資会社 → (資)
 合同会社 → (合) 協同組合 → (同) 協業組合 → (業) 企業組合 → (企)
 有限責任事業組合 → (責) 経常協同企業体 → (JV) 特例財団法人 → (特財)
 特例財団法人 → (特社) 一般財団法人 → (一財) 公益財団法人 → (公財)
 公益社団法人 → (公社)

08 ~ 12 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
地質調査業者	第 2587 号	3 年 6 月 1 日	測量業者	第 1-123 号	1 年 10 月 10 日
補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
			建設コンサルタント	第 30-15 号	30 年 9 月 28 日

08 ～ 12 測量等実績高 (消費税抜き)

① 入札参加区分 業種	② 申請業種 (「◎」で表示)	③ 直前2年度分決算		④ 直前1年度分決算		⑤ 直前2か年間の 年平均実績高 (千円)
		1年 月 月	2年 月 月	1年 月 月	2年 月 月	
地質調査業	◎		10,000		8,000	9,000
測量	◎		15,000		25,000	20,000
建築関係建設コンサルタント業務						
補償関係コンサルタント業務						
土木関係建設コンサルタント業務	◎		120,000		80,000	100,000
その他	-		3,000		4,000	3,500
合計	-		148,000		117,000	132,500

入札参加資格を申請する業種に◎を記入する。

令和5年12月31日までに迎えた直近の決算により記入する。(千円未満は切り捨て。)

自己資本額 30,000 千円

営業年数 20 年

「その他」の欄には「①入札参加資格業種区分」のうち、申請を行わない業種の実績を記入する。

常勤職員数 (実数)	内訳			
	照査技術者等	主任技術者	その他	
10 人	3 人	3 人	4 人	

令和5年12月31日までに迎えた直近の決算日から直前の2年間の実績を記入する。

【記載要領】

- 08 ～ 12 「測量等実績高 (消費税抜き)」は、令和5年12月31日までに迎えた直近の決算日から直前2年間の実績を記載すること。(千円未満切り捨て。)
- ア 「②申請業種」は、入札参加資格申請をする業種に◎を記載すること。(直前2年間に実績の無い業種は申請不可)
- イ 「その他」は、入札参加資格業種区分に記載している業種のうち、申請を行わない業種の実績高を記載すること。
- ア 「自己資本額」は、貸借対照表の「純資産合計」の額を記載すること。
- イ 個人で青色申告の方は、貸借対照表の「(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸」の額を記載すること。
- ウ 個人で白色申告の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」と記載すること。
- エ 組合にあつては、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。
- 14 「常勤職員数」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は事業主を含む)をいい、パートタイム労働者等を含めないものとし、令和5年12月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。
※技術者：照査技術者、管理技術者、主任技術者
また、常勤職員数の内訳の記載にあつては、技術者ごとに最上位の資格によるものとし、ダブルカウントしないこと。(照査技術者等でカウントした場合、主任技術者になりうる場合も同人を主任技術者でカウントしないこと。)
- ※ 経常共同企業体で申請する者は、「測量等実績高」、「自己資本額」、「役員報酬」、「給与手当」及び「常勤職員数」は各構成員の合計を、「営業年数」は代表者に係る年数をそれぞれ記載すること。

- 一人で複数の資格を有している場合は重複して記入するが、同一種類である「1級、2級」の資格を有している場合は上位の資格の欄のみに記入する。
- 一級建築士で構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有している場合は「01一級建築士」の欄には記入せず、「34構造設計一級建築士」欄及び「35設備設計一級建築士」欄に重複して記入すること。また、両方とも有している場合は「34構造設計一級建築士」欄及び「35設備設計一級建築士」欄に重複して記入すること。
- 「19公共用地経験者」欄は、官公庁に勤務し、公共用地取得業務に従事した経験のある者で、その実務経験が10年以上の者を記入する。

令和5年12月31日時点の雇用状況をもとに記入すること

13 ~ 14 有資格者及び事務職員の数（人数を記載）

01 一級建築士	02 二級建築士	03 一級土木施工管理技師	04 二級土木施工管理技師	05 測量士	06 環境計量士	07 不動産鑑定士	08 土地家屋調査士	09 技術士	10 第一種電気主任技術者	11 伝送交換主任技術者	12 線路主任技術者	13 R C C M	14 一級さく井能士技師
		3	1	2				5				1	
15 地すべり防止工事技師	16 地質情報管理技師	17 地質調査技師	18 補償業務管理技師	19 公共用地経験者	20 コントラクト診断士	21 コントラクト診断士	22 土木学会認定土木技術者（二級除く）	23 農業土木技術管理技師	24 畑地かんがい技術士	25 土地改良専門技術者	26 土地改良補償業務主任技師	27 建築基準適合判定資格	28 建築種算士（建築種算資格者）
29 建築設備技師	30 一級電気工事施工管理技師	31 二級電気工事施工管理技師	32 一級電気工事施工管理技師	33 二級電気工事施工管理技師	34 構造設計一級建築士	35 設備設計一級建築士	36 農業水利施設機能総合診断士	37 左記以外の技術者	38 事務職員				
								12					
													12

15 技術士及びRCCMの内訳（人数を記載）

01 河川砂防海岸海洋	02 港湾・空	03 電力土木	04 道路	05 上水道・工業用水	06 下水道	07 農業土木	08 森林土木	09 造園	10 都市・地方計画	11 地質
			2							
12 土質・基礎	13 鋼構造コトクシク	14 トンネル	15 施工計画 施工設備積算	16 建設環境	17 機械（部門）	18 水産土木	19 電気電子（部門）	20 総合技術監理	合計	
									5	
								1		
										1

RCCMの数が一致すること

技術士の数が一致すること

【記載要領】

「13～14 有資格者及び事務職員の数」及び「15 技術士及びRCCMの内訳」については、令和5年12月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。

※

経常共同企業体で申請する者は、各構成員の合計を記載すること。「13～14 有資格者及び事務職員の数」の「09技術士」及び「13RCCM」は、「15 技術士及びRCCMの内訳」のそれぞれの合計と一致すること。

営 業 所 一 覧 表

営 業 所 名 称	郵 便 番 号	所 在 地	電 話 ・ F A X 番 号		
			市 外 局 番	市 内 局 番	番 号
(株)徳之島コンサルタント	891 - 7101	徳之島町亀津7203番	0997	82	1234
(担当：亀津 太郎)	-		0997	82	5678
()	-				
()	-				
()	-				
()	-				
()	-				
()	-				
()	-				

常時契約を締結する本店又は支店等営業所を記入すること。

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、() 内に連絡担当者を記載すること。
- 3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 4 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載することとし、市外局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切ること。

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

商号・名称の前に「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

株式会社 → (K) 特例有限会社 → (Y) 合名会社 → (M) 合資会社 → (G)
 合同会社 → (O) 協同組合 → (D) 協業組合 → (A) 企業組合 → (H)
 有限責任事業組合 → (L) 経常協同企業体 → (J) 特例財団法人 → (Z)
 特例社団法人 → (S) 一般財団法人 → (P) 公益財団法人 → (W)
 公益社団法人 → (V)

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

商号・名称の後ろに「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

所在区分 申請区分 (徳之島町で計)

3	4
1	

(1. 島内2. 島外) (1. 修正, 2. 削除)

3	10	20	30
ト	ク	ノ	シ
マ	コ	ン	サ
ル	タ	ン	ト

本店の商号名称

31	32	40	50	60	70	80	90	100
K	■	徳	之	島	コ	ン	サ	ル

代表者名

77	87	100
亀	津	太

郵便番号 電話番号

101	104	108	120
8	9	1	-
0	9	7	-

都道府県のコード 区(市)郡町村

1	3	5	7	15	25
0	3				

(郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29	39	49	59	64
亀	津	7	2	0

(左詰めとし途中に空白を置かない)

契約締結事務所 (島外業者用)

1	3	15	32
0	4		

丁目・番地・号は「- (ハイフン)」で記入す

代表者名

33	45	56

郵便番号 電話番号

57	60	64	76

都道府県のコード (島外業者用) 区(市)郡町村

1	3	5	7	15	25
0	5				

(郡と町村の間には空白を置く)

項番04~07は、島内業者は記入不要

〔下位住所〕

29	39	49	59	64

(左詰めとし途中に空白を置かない)

鹿兒島営業所 (島外業者用)

1	3	15	32
0	6		

代表者名

33	45	56

郵便番号 電話番号

57	60	64	76

都道府県のコード (島外業者用) 区(市)郡町村

1	3	5	7	15	25
0	7				

(郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29	39	49	59	64

(左詰めとし途中に空白を置かない)

1	2	入札参加を申請する場合に「◎」を記載	直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（登録規程）
		業種： 土木関係建設コンサルタント業務（36）	100,000 千円	年 月 日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21					
国	の	登	録	規	程	状	況	へ	の	登	録	状	況	へ	の	登	録	状	況	へ	の	登	録	状	況
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21					
河川	港湾	電力	鉄道	上下水道	下水道	農業	森林	造園	造園	都市計画	地質	土質	トンネル	建設環境	機械	水産	電気	廃棄物							

・受注実績があり、申請を希望する業種は上段に「◎」を記入する。
 ・受注実績はないが、業務体制が整っている等の理由で申請を希望する場合は下段に「○」を記入する。

19	21	26	31	36																										
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
河川	港湾	電力	鉄道	上下水道	下水道	農業	森林	造園	造園	都市計画	地質	土質	トンネル	建設環境	機械	水産	電気	廃棄物	環境調査	経済調査	宅地造成	電算関係	資料等整理	施工管理						
実績業種に「◎」																														
希望業種に「○」																														

様式①-3の項番13~14から転記する。

1 3 有資格者及び事務職員の数

01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
一級建築士	二級建築士	一級施工管理技士	二級施工管理技士	測量士	環境計量士	不鑑定動産士	地家査士	技術電気者	主任技術電気者	主任送電技術者	線路技術者	RCCM	一級建築士	地すべり防止士	地管管理技士	地技管理技士	補管業務士	公経共用士	コンクリート	構造診断士	土木学会認定者	農林業管理士
人数		3	1	2				5				1										

24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	01	37	38	合計
畑地かんがい士	土専門技術改良者	土地改良管理補償者	建築基準適合者	建築積算士	建築積算士	一級電機工事士	二級電機工事士	一級電機工事士	二級電機工事士	一級建築士	二級建築士	農機総合診断士	01↓36の計	左記以外の者	事務職員	
人数													12			12

1 5 技術士及びRCCMの内訳

01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
河川	港湾	電力	道路	上下水道	工業用水	農業用水	森林	造園	都市計画	地質	土質	鋼コンクリート	トンネル	施工設備	建設環境	機・部	水産	電・気	総合技術		
1. 技術士	2		2																	1	5
2. RCCM	1																				1

様式①-3の項番15から転記する。

1	6	自己資本額	30,000 千円	営業年数	20 年	常勤職員数	10 人（実数）
---	---	-------	-----------	------	------	-------	----------

様式①-2の項番16から転記する。

(別紙1)

自己及び自社の役員等の名簿

氏名又は名称		(株) 徳之島コンサルタント		
住所又は主たる事務所の所在地		徳之島町亀津7203		
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
代表取締役	(かめつ たろう) 亀津太郎	男	S46.10.1	徳之島町亀津1234
取締役	(かめとく はなこ) 亀徳花子	女	S53.4.1	徳之島町亀徳5678
取締役	(いのかわ いさむ) 井之川勇	男	H9.3.11	徳之島町井之川9876
営業所長	(けどく かずや) 花徳和也	男	S46.3.31	徳之島町花徳6543
	()			
<p>○報告すべき対象者は、以下に該当する者(監査役又はこれに準ずる者を除く。)</p> <p>ア 法人にあっては、役員(非常勤の者を含む。)、支配人、営業所等(営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</p> <p>イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者</p> <p>ウ 個人にあっては、本人又はその支配人、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者。</p>				
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

注1 代表者も含めて作成してください。
 2 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

申 立 書

徳之島町長
高岡 秀規 殿

令和 年 月 日

当事業所は、本人・家族・夫婦のみで経営しているので、
労災保険に加入していません。

本人、家族、夫婦のみで経営しており労災保険料納入の実績がない場合はこの申立書の様式を用いて提出すること

労災雇用 保険料納入証明願

令和 年 月 日

鹿 児 島 労 働 局 長 殿
労働基準監督署長
公共職業安定所長

労働保険番号 46.	—
46.	—
46.	—

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名

入札参加資格
~~経営事項審査~~の添付書類として必要がありますので、当事業場は、証明日現在、法定納期を
建設業許可申請(更新)

経過した労働保険徴収法の規定による保険料等の滞納がないことを証明ください。

労災雇用 保険料納入証明書

証第 号

上記のとおり、滞納がないことを証明する。

令和 年 月 日

本人、家族、夫婦のみで経営しており労災保険料納入の実績がない場合は別紙申立書の様式を用いて提出すること

鹿 児 島 労 働 局 長
労働基準監督署長
公共職業安定所長

町有牛貸付金納入証明願

令和 年 月 日

徳之島町役場農林水産課 殿

(申請者)

所在地

事業場名称

代表者氏名

印

該当がない場合も「該当なし」である旨の証明を得ること。

下記により、町有牛貸付金について 納付済・該当なし・分納済であることを証明願います。

記

提出先機関名 徳之島町役場農林水産課

使用目的 令和6年度徳之島町入札参加資格審査のため

該当がない場合も「該当なし」である旨の証明を得ること。

申請者は、町有牛貸付金について 納付済・該当なし・分納済であることを証明します。

令和 年 月 日

徳之島町役場農林水産課

町有牛貸付金担当者

印

土地改良事業分担金納入証明願

令和 年 月 日

徳之島町役場耕地課長（土地改良事業分担金徴収担当者） 殿

（申請者）

所在地

事業場名称

代表者氏名

印

下記により、土地改良事業分担金について 納付済・該当なしであることを証明願います。

記

提出先機関名 徳之島町役場建設課

使用目的 令和6年度徳之島町入札参加資格審査のため

該当がない場合も「該当なし」である旨の証明を得ること。

申請者は、土地改良事業分担金について 納付済・該当なしであることを証明します。

令和 年 月 日

徳之島町役場耕地課
土地改良事業分担金徴収担当者

印

個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

チェック欄（該当する項目のいずれかにチェックを入れてください。）

1 <領収証書の写しを貼付>

- 当事業所は、現在、鹿児島県_____市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。
→ 直近の領収証書の写しを貼付してください。

こちらに直近の領収証書の写しを貼り付けてください。

2 <県外事業所で鹿児島県内に事業所がなく居住する従業員等もない場合>

- 当事業所は、鹿児島県内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、鹿児島県内に居住する従業員がいません。

注）以下のチェック項目に該当する場合は、鹿児島県内の事業所の所在地の市町村で確認を受けてください。

3	<input type="checkbox"/> <特別徴収の実施確認>	市 町	
	該当がない場合も「該当なし」である旨の証明を得ること。		
4	<input type="checkbox"/> <特別徴収義務が無い場合> 当事業所は、個人住民税について特別徴収義務の無い事業所です。	市 町 村 確 認 印	
5	<input type="checkbox"/> <特別徴収義務があるが実施していない場合> 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。 つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。	市 町 村 確 認 印	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、徳之島町建設工事入札参加資格審査のため、下記の事項について、徳之島町長が鹿児島県警察本部長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が徳之島町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

令和 年 月 日

徳之島町長 殿

住 所 徳之島町亀津7203
(ふりがな) とくのしまこんさるたんと
氏 名 (株)徳之島コンサルタント
代表取締役 亀津 太郎

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び表者の氏名